

○芦屋町議会委員会傍聴規程

平成26年2月27日議会告示第1号

改正

平成27年8月27日議会告示第1号

平成29年5月29日議会告示第1号

芦屋町議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芦屋町議会委員会条例（昭和38年条例第8号。以下「条例」という。）

第17条第3項の規定に基づき、芦屋町議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、議員席、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、次のとおりとする。

- (1) 第1委員会室 7人
- (2) 第2委員会室 7人
- (3) 第3委員会室 12人

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、委員会の運営に支障のない範囲で一般席の定員を変更することができる。

(傍聴の受付、決定等)

第3条 傍聴の受付は、委員会の開会予定時刻の30分前から行う。

2 傍聴を希望する者は、委員会開議時刻5分前（以下「受付終了時間」という。）までに、芦屋町議会委員会傍聴受付簿に住所及び氏名を記載しなければならない。

3 委員長は、受付終了時間経過後、傍聴の可否を決定する。ただし、前条に規定する一般席の定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 前項の抽選は、くじ引きにより行う。この場合において、くじは受付先着順に引くものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
ただし、第6条の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) 携帯電話、時計その他のものの呼出し音、警告音その他の音を発しないこと。
 - (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 条例第17条第2項に規定する傍聴人の退場の必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長が秘密会であると宣告をしたとき、又は傍聴を禁止する旨を宣告したとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、委員長が制止し、その命令に従わないとき。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月27日議会告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年5月29日議会告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。